

花巻市における建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定申請手数料

平成 28 年 4 月 1 日

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(法29条関係)

単位:円

		延べ面積 [㎡]	事前審査	
			なし	あり 適合証
住宅	一戸建て	$A \leq 200$	38,000	6,000
		$200 < A \leq 500$	43,000	6,000
	長屋等	$< A \leq 300$	77,000	11,000
		$300 < A \leq 500$	127,000	23,000
非住宅	モデル建物法	$A \leq 300$	96,000	11,000
		$300 < A \leq 500$	161,000	30,000
	標準入力法・主要室入力法	$A \leq 300$	251,000	11,000
		$300 < A \leq 500$	406,000	30,000

- ・複数の区分に該当する場合はそれぞれの手数料額の合算した額となります。
- ・手数料の適用は1棟毎になります。(複数棟の合計の床面積に対する手数料ではありません。)
- ・申請1件で同一棟内複数住戸について申請する場合は、床面積の合計が適用となります。(個別の床面積に対して加算するものではありません。)

○法第 31 条第 1 項の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査の手数料

変更に係る部分の床面積の2分の1(増加する部分については当該増加する部分の床面積)とし、上記の表による面積区分による手数料とする。

○認定申請に併せて建築基準関係規定への適合審査を申し出る場合(法第 30 条第 2 項関係)は確認申請相当手数料が加算されます。

建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料(法36条関係)

単位:円

			延べ面積 [㎡]	事前審査	
				なし	あり 適合証
住宅	性能基準	戸建	$A \leq 200$	38,000	6,000
			$200 < A \leq 500$	43,000	6,000
		共同住宅等	$< A \leq 300$	77,000	11,000
			$300 < A \leq 500$	127,000	23,000
	仕様基準	戸建	$A \leq 200$	20,000	6,000
			$200 < A \leq 500$	21,000	6,000
非住宅	モデル建物法	共同住宅等	$A \leq 300$	37,000	11,000
			$300 < A \leq 500$	67,000	23,000
	標準入力法・主要室入力法	モデル建物法	$A \leq 300$	96,000	11,000
			$300 < A \leq 500$	161,000	30,000
		標準入力法・主要室入力法	$A \leq 300$	251,000	11,000
			$300 < A \leq 500$	406,000	30,000

- ・複数の区分に該当する場合はそれぞれの手数料額の合算した額となります。
- ・手数料の適用は1棟毎になります。(複数棟の合計の床面積に対する手数料ではありません。)